

橋梁等の工場製作を含む工事の専任の配置予定 技術者の取扱いについて

橋梁等の工場製作を含む工事については、工場製作のみで現場に着工するまでの期間は技術者の専任を要しないため、技術者の専任配置に関する取扱いを下記のとおりとします。

●対象工事

- ・橋梁等の工場製作を含む工事

●取扱い

- ・技術者の専任にかかる要件を満たすべき開始時点を「現場施工着手日」とします。

※上記要件の適用を可能とする工事は入札公告で明示

●確認方法

- (1) 技術資料（書面による技術提案）提出日時時点で、配置予定技術者が「営業所技術者（特定営業所技術者を含む。以下同じ）」または「他の工事の配置技術者」となっていないか確認する。

- (2) 上記（1）において、いずれかに該当している場合は、それぞれ次のとおり確認を行う。

- ・「営業所技術者」となっている場合

現場施工着手日までに営業所技術者または特定営業所技術者を変更させる旨の誓約書を提出すること。

- ・「他の工事の配置技術者」となっている場合

配置予定技術者が現に従事している工事について、契約書（当初契約書、工期を変更している場合は変更契約書）の写し等により工期終期を確認するとともに、設計図書に定める現場施工着手日（設計図書に定めのない場合は想定する現場施工着手日）までに他の工事が完了する旨の誓約書を提出すること。

※兼務要件をすべて満たしたうえで「営業所技術者」または「他の工事の配置技術者」と兼務させる場合は、主任技術者の兼務届出書等を提出し、誓約書の提出は不要とする。

●適用日

- ・令和8年9月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用